

時：令和4年6月4日（土）
於：「上山ふるさと散歩」講演会（上山市立図書館）
講師：長南伸治（上山城学芸員）

上山藩の武士と庶民の暮らし

はじめに（本講演のねらい）

江戸時代、上山で暮らしていた「武士」や「庶民」はどんな生活をしていたのか？その生活実態を、可能な限り歴史資料に則して紹介することが本報告のねらい。

1. 武士の暮らし

お仕事編

①武士の勤務日誌【作成時期：江戸時代後期（弘化～慶応年間）／上山市教育委員会所蔵】

上山藩士 三輪家旧蔵の日々の仕事や藩内の出来事を記録した冊子。
びっしり記された文字を見るだけで、藩士の几帳面な性格や真面目な仕事ぶりを感じることができる。

②武士の名簿「分限帳」【作成時期：江戸時代後期（弘化～元治年間）／上山市教育委員会所蔵】

上山藩士 三輪家旧蔵の藩士の役職・給料が記された冊子（給料の「～石」は米で、「～人扶持」は金銭で支給）。現代の「職員録」に似たものとなるが、給料まで記されている点に時代の特色を感じ取ることができる。

③武士の出張

上山藩士は仕事上、上山～江戸（主に参勤交代）・江戸～大坂（主に大坂城警備〈大坂加番〉）・上山～越後（藩領の七日市陣屋〈現 新潟県長岡市〉の管理）を往来。そのため、それら出張に関する史料が多く残されている。

・地図「道中獨案内図」

【作成時期：享和4（1804）年正月／出版者：須原屋平助（江戸書林）他2名／浅野和三氏寄贈】

上山藩士 浅野家旧蔵の東海道・中山道など、諸街道（範囲は現在の関東・東海・北陸・近畿地方に該当）の宿場町を記した地図。宿場町間の「道法」（距離）・「駄賃」（荷物等の輸送料金）も記されており、旅をする者にとって大変便利な作りとなっている。

・出張日記（江戸～大坂・上山～江戸・上山～越後 移動時）

【作成時期：江戸時代後期（文政～慶応年間）／上山市教育委員会所蔵】

上山藩御一行が目的地に着くまでに通った・休憩した・宿泊した宿場町、さらに、飲んだ・食った・泊ったにかかったお金のことなど、旅の記録がくわしく記されている。

・出張中の金銭出納簿【作成時期：江戸時代後期（嘉永～文久年間）／上山市教育委員会所蔵】

上山藩御一行が目的地に着くまでに使ったお金（飲食・宿泊・その他諸々）の記録。

④武士に出された辞令

上山藩士たちには、役職の任命・俸給（給料）の加増・藩庁（役所）への出勤日時について、藩（藩主）から辞令が発行されていた。

・上山藩士 玉造空輔 宛 職場復帰辞令

【作成時期：年不明（江戸時代後期か）2月11日付／発行：上山藩／鈴木文恵氏寄贈】

「産穢」による出勤停止期間の終了と、明日からの職場復帰を命じる辞令

※「産穢」とは

子を授かった父母が受ける「穢れ」（社会に対し悪影響を与える危険な状態と化すこと）。

この「穢れ」を受けた者は、その効力が無くなるとされるまでの一定期間（男性7日間・女性35日間）、家に引きこもるなど外部との接触を禁じられた。

⑤武士のお仕事マニュアル

藩士達が与えられた仕事には、それぞれに解説書（正しい仕事のやり方が書いてある本〈お仕事マニュアル本〉）が存在。何ページにもわたり細かな字で記されたそれらの書物を見ると、藩士達が仕事上で味わった苦勞のほどがヒシヒシと伝わってくる。

・江府御供頭心得【作成時期：嘉永7（1854）年／作成者：三輪家／上山市教育委員会所蔵】

正月御礼などの季節の行事、登城中に火災が発生したとき対応方法等が記された、江戸上山藩邸勤務の藩士のためのお仕事マニュアル本。

・大御目付勤用心得【作成時期：嘉永5（1852）年暮秋／作成者：玉造家／鈴木文恵氏寄贈】

上山藩の「大目付役」を勤める藩士のマニュアル本。主な仕事は、日頃から藩士の言動を監視し、もし、怪しい動き・発言をした藩士がいた場合、それを藩主や藩の重役に報告することとされていた。そのため、大目付を勤める者は、あらゆる藩士に依怙鼻真なく接することが求められていた。

・従公儀被仰渡百ヶ條 外桜田御門【作成時期：天保14（1843）年／作成者：玉造空輔幹忠／鈴木文恵氏寄贈】

江戸城 外桜田門の「門番」（警備）の仕事内容が記された史料。

「門番」＝「門を出入りする人を監視するだけの簡単な仕事」と思うかもしれないが、この史料によると、不審人物（門前で物ごいや商売を行う者など）の取り締まりや門周辺の害鳥・雑草の駆除、さらに、「賄賂は絶対に受け取るな・みっともないから仕事中に大声で笑うな」等々、行動にも厳しい制限を受ける、想像以上に“キツイ”仕事であったことがわかる。

（門番のお仕事紹介）

その1 カラスを捕獲せよ！

【幕府からの命令文】夕方、門番は門に取りついたカラスを、先に粘着力のある餅をつけた竹の棒で下から突っつき捕獲せよ。そして、次の日の朝、捕獲、または、負傷させたカラスの数を幕府役人に報告せよ。なお、この餅つき竹棒でのカラスの捕獲は、幕府役人の命令があるまで毎日続けよ。（参照：前出「大御目付勤用心得」）

その2 雑草を駆除せよ！

【幕府からの命令文】城を囲む土手に雑草が繁殖すると水分を含みやすく、それが土手の崩落を引き起こす原因となる。そうならないよう雑草は短いうち丁寧刈り取るべし。（前出：「大御目付勤用心得」）

その3 勤務態度に注意せよ！

【幕府からの命令文】勤務中は大声で話したり・笑ったりなど、門番としてあるまじき無礼な行為を禁止する。また、番所(門番の控え場所)に関係者以外の人を招き入れたり、そこでタバコを吸うことも禁止する。

⑥上山藩の収入源【「定助宛上山藩御厩覚書」／作成時期：年不明8月5日付／発行元：上山藩／上山城蔵】

上山藩の御厩(馬小屋)の役人から、上山の領民(定助)に発行された馬糞販売に関する請求書。

江戸時代、馬糞は良質な田畑の肥料として人々の間で売り買いされていた。この文書からは上山藩では御厩から出る馬糞が収入源の一つとなっていたこと、さらに、当時の人々が馬糞一つも無駄にしないエコな生活をしていたことを知ることができる。

⑦戦の練習【「上山藩 甲冑調練人数割」／作成時期：年不明(江戸時代後期か)／作成者：不明／上山城蔵】

江戸時代、上山藩で実施された戦の練習(甲冑調練)について記された帳面。

なかには、練習に参加した延べ162名分の藩士の名前、および、準備から終了までの練習の一連の流れが詳細に記されている。練習中の喧嘩禁止、甲冑(鎧)を持っていない藩士へのレンタル制度、練習の最後はみんなで3回笑って終了する等々、当時の上山藩が戦に備えどのような訓練を行っていたのか知ることができ興味深い。

お家編

①由緒書【上山藩士 玉造家由緒書など／作成時期：江戸時代後期／鈴木文恵氏寄贈】

江戸時代、各藩の藩主は主従関係を確認するため、定期的に藩士達に由緒書の作成・提出を命じた。

由緒書の内容に藩主から疑念を抱かれれば自家の立場が危うくなるだけに、藩士達は歴代当主の経歴中、悪い印象を与えそうなものは記さず、逆に好印象を与えそうなものは些細なことでも大袈裟に記すこともあった。

補足：上山藩士の“家の相続可能年齢”事情(江戸時代後期の藩の職位別次期当主相続可能年齢)¹

現当主の職位	次期当主の相続可能年齢
① 最上級(御側御用人～者頭)	5歳から
② 上級(御旗奉行～馬廻)	7歳から
③ 中級(奥小姓～御勝手詰)	10歳から
④ 下級(御徒～御台所人)	15歳から

※ただし、藩主 藤井松平家の三河(現：愛知県安城市)・布川(現：茨城県利根町)統治時代に召し抱えられた家の藩士に限り上記③(中級の職位)は5歳から、④(下級の職位)は 10 歳からと、他の同級職位の藩士よりも若い年齢で次期当主への相続が可能だった。

三河は藤井松平家が最初に治めていた地、布川は天正 18(1590)年に徳川家康(後の江戸幕府初代将軍)から与えられた最初の領地。つまり、共に藤井松平家の歴史上、忘れてはならない重要な地であったゆえ、その際に召し抱えられた家の藩士は特別待遇を受けた。

②武士の家計簿【作成時期：江戸時代後期／上山市教育委員会蔵】

上山藩士 三輪家のお金の動きを記録した家計簿。

食品・衣料品・雑貨等々、生活のために購入した品物・個数・値段が記されている。

③武士の家の面積を記した文書

【作成時期：明治4(1871)年5月／発行元：上山営繕局／鈴木文恵氏寄贈・上山市教育委員会蔵】

明治4年、廃藩置県の実施で藩が消滅する際に、以下の2名の上山藩士に屋敷地に関する証書が渡されている。そこに記された屋敷地の面積は以下の通り。

【証書中に記された屋敷地面積】

・藩士 玉造下兒の屋敷地 403 歩(403 坪・約 1330 m²)

・藩士 成瀬勝明の屋敷地 412 歩(412 坪＝約 1360 m²)

なお、上山藩では上級藩士 440 坪、下級藩士 260 坪を目安に屋敷地が与えられたとされている

④襖の裏に貼り重ねられた文書【作成時期：江戸時代中後期／上山市教育委員会蔵】

上山藩士 三輪家の屋敷の襖紙の裏に貼り付けられていた江戸時代中後期の古文書。

江戸時代、紙は大変貴重だったため、使用済みの紙であっても、もう一度、改めて紙に漉き直し使用したり(きれいな状態の古紙に限る)、また、展示品のように襖の修理に使ったりなど、いろいろな方法で再利用された。

なお、襖の修理に再利用された古文書の中からは、たまに歴史上の有名人の直筆、または、歴史上の有名事件に関する文書が発見されることがある。重要 or 不要。当時と現代の価値観の違いをも知ることができる、大変おもしろい史料といえる。

⑤上山藩士 花押集【作成時期：江戸時代後期／作成者：不明／小住祐助氏寄贈】

花押とは署名の一種。書半とも呼ばれた。

かつて文書の署名は楷書によるものが一般的であったが、名を草書にくずして形様化した草名によるものが生じ、平安時代中期以降はいつそう形様化し、各部分に意味づけがなされた一種の記号のようなものが用いられた。これを「花押」と呼び、戦国時代～江戸時代には花押の印章(ハンコ)も用いられるようになった。²

花押クイズ



⑥元文豆(板)銀【作成時期：江戸期／秦トヨ氏寄贈】

上山藩士 秦家に残されていた、江戸時代に使用された銀貨(貨幣)。

銀貨を包んでいた紙には「申六月十二日達 瀬兵衛到来扇子料」と記載があり、この点から、銀貨は庚申の年(詳しい年は不詳)6月 12 日に「扇子」の代金として「瀬兵衛」さんから受けとったものであったことがわかる。

武芸編

①旧上山藩士 土田家旧蔵 八條流馬術伝書と高麗流八條家馬術目録【高岡玲子氏寄贈】

上山藩 土田家旧蔵の八條流馬術の伝書(教科書)と高麗流八條家(八條流馬術の分派)馬術の目録(奥義習得を認める免許状)。作成年代から、同家九代 土田義覚(嘉永七(1854)年頃 家督相続・上山藩馬廻役・明治 35

¹嘉永 5 (1852) 年 上山藩士 玉造家作成「大御目付勤用心得」、鈴木文恵氏寄贈

² 『日本史モノ事典』、平凡社、2001 年／(クイズの答えは A・B)

〈1902〉年死去)の収集、または、授与されたものと考えられる。

ファッション編

①陣笠【作成時期:江戸期／個人寄贈】

ある上山藩士が持っていた陣笠。笠の表面には持ち主の苗字をあらわす洒落たマーク(「口」の中に「戸」)が描かれている。みなさん、この陣笠を持っていた上山藩士の苗字、わかりますか？

②袴・羽織【作成時期:江戸時代後期(慶應年間)／上山市教育委員会所蔵】

上山藩士 三輪家が持っていた衣装。

袴には「長州沢瀉」、羽織には「酢漿」の家紋(上山藩主 藤井松平家の家紋)が描かれている。

これらの衣装の包み紙には「夏羽織 慶応元乙丑年六月中旬江戸在番拵之」等の文と、3つの重なりあった「○(輪)」(三輪家の紋章か)が記されている。これらの記載から、「羽織」は江戸時代後期、三輪家の者が仕事で江戸に滞在していたとき、現地の呉服屋で購入(オーダーメイド)したものであることがわかる。

公務で江戸に出向くチャンスがあれば、ファッションの先進地の江戸で衣服を買い求めたい。そんな藩士の気持ちが伝わってくる。

補足①:袴を着用するのはいつ？

[原文](文政 10 年 10 月の記述)年始五節句御中陰相成候共、麻上下着用可致、五節句式日御中陰相成御礼無之、御機嫌伺申上候処、公儀御触二而御中陰八御礼無之、伺御機嫌二も不及事

補足②:冷え症な藩士の足元

[原文](文政 9 年 4 月)秦善左衛門下冷二付夏足袋願濟

③和装・洋装 上山藩士 玉造空輔 肖像写真【作成時期:江戸時代後期～明治期か／鈴木文恵氏寄贈】

和服姿(紋付き袴)と洋服姿(タキシードにシルクハット)の上山藩士 玉造空輔をとらえた写真。

江戸(和装)から明治(洋装)へ、時代の変わり目を生きた武士の姿を見ることができる。



和装の上山藩士 玉造空輔



洋装の上山藩士 玉造空輔

武士の掟編(別紙資料参照)

①上山藩士の“ヒゲ(髭)”³

ある上山藩士から藩の偉い人へ質問「アゴにできたオデキ(腫れ物)のせいで、痛くてヒゲ(髭)が剃れません(泣)。オデキが治るまでヒゲ(髭)を剃らずに伸ばしててもいいでしょうか？」

(【原文】私儀頭腫物にて髭剃り難く御座候間、平癒まで相延し申し度く願ひ奉り候…)

→藩の偉い人からの答え「ヒゲを伸ばすことはゆるさん。剃りたまえ！」

(【原文】右願書、大目付より差し出し候へ共、相成らず見合わせ候様、大目付へ申し聞かせ願書相下ル)

※なぜヒゲ(髭)を伸ばすことは許されなかったのか？

戦国時代、ヒゲを伸ばすことは「俺はお前よりも強い！」と、敵を威圧する手段の一つとされていた。その考えは戦国時代が終わった江戸時代においても変わらず、そのため、幕府はヒゲを伸ばしている者を「俺は徳川家(将軍家)よりも強い！」(幕府を倒す気マンマンです)と無言のアピールをしていると判断し厳しく取り締まっていた。この理由から、上山藩士のヒゲを伸ばしたいとの願ひは残念ながら叶わなかったと考えられる。

②上山藩士の“髪型(ヘアースタイル)”⁴

ある上山藩士から藩の偉い人へ質問「月代(頭のとっぺんを剃った髪型)のせいで頭が冷えて困っています。髪型を“惣髪”(髪を伸ばし、頭のとっぺんで束ねる髪型)に変えてもいいですか？」

(【原文】私儀、頭冷にて難義仕り候間、惣髪仕り度く願ひ奉り候)

→藩の偉い人からの答え「髪型を“惣髪”に変えることを許可する！」

(【原文】右願書差し出し願の通り御聞き届け成し下され候旨、御側頭取へ申し聞かせ候)

③上山藩士の“杖”⁵

藩の掟「杖を使っているのは藩から許可を得た40歳以上の者のみ」

(【原文】四十歳已上杖御免の儀、願の上たるへし)

※補足:当時の40歳は、いわゆる「老人」とみなされる年齢だったということだろう。

④上山藩士の“お互いの名前呼び方”⁶

藩の掟「上山藩主の前で藩士同士が互いの名前を呼び合うときは呼び捨てにせよ。」

(【原文】御前に於いて相互の名呼び捨ての事)

⑤上山藩士の“出禁スポット”⁷

藩の掟「上山藩士は居酒屋・芝居小屋・祭りなど、人が多く集まる場所に行ってはならない。」

(【原文】御家中の諸士、其の外罷り越し候儀停止の場所左二記す

芝居 買女場 遊山所 遊茶屋 富之場 居酒屋 賚賣茶屋 祭礼

右の外、人込の場所立ち寄り候無用の事)

⑥上山藩士の“メガネ”⁸

藩の掟「前もって許可を得ていれば、藩主の前で眼鏡をかけることを許す」

(【原文】殿中に於いて眼鏡相用候儀、願ひの上、用い申すべき事)

³ 「慶応四年四月 上山藩士 三輪十郎左衛門 日記」(上山市教育委員会所蔵・上山城保管)

⁴ 「慶応四年四月 上山藩士 三輪十郎左衛門 日記」(上山市教育委員会所蔵・上山城保管)

⁵ 上山藩士玉造家作成「大御目付勤用心得」(鈴木文恵氏寄贈)

⁶ 上山藩士玉造家作成「大御目付勤用心得」(鈴木文恵氏寄贈)

⁷ 上山藩士玉造家作成「大御目付勤用心得」(鈴木文恵氏寄贈)

⁸ 上山藩士玉造家作成「大御目付勤用心得」(鈴木文恵氏寄贈)

⑦上山藩士の“皆勤賞”⁹

藩の掟「一年を通して仕事を休まなかった藩士にはご褒美を与える」
〔【原文】年中皆勤の儀、毎春取り調べ御用番へ御沙汰次第申し達し候事
但し、三ヶ年限にて相改め、猶新規操出候事、近年文化の度仰せ出され候家、年取調べ年数二寄り御称美御定
これ有り、本占め方へ委す〕

⑧上山藩士の“藩士名簿”¹⁰

藩の掟「藩士の名簿は毎年春に1冊作成し、その冊子は以後も大切に保管しておくこと」
〔【原文】分限順席帳、年々春三四月頃壱冊仕立、後年へ残さすべき事〕

⑨上山藩士の“大坂加番(大坂城警備)の心構

藩の掟「大坂加番の任務中は、どんな事情であっても藩士はキレてはならない(どんなに腹が立ってもガマン、ガマン)」
〔【原文】何様の意趣遺恨候共、御在番中堪忍を遂げ申すべき事〕

かみのやま藩むかし話

※別紙参照

その他もろもろ編

①藩士の当日欠勤理由でおそらく最も多いのは「腰痛」¹¹

〔原文〕(慶応4年4月4日の記)松井八郎兵衛腰痛二而今日見合奉願候段届有之
(慶応4年4月7日の記)成瀬角左衛門腰痛二付難義仕候間引込奉願候段届大目付5達有之
(慶応4年4月8日の記)十郎左衛門持病之腰痛二而今日見合奉願出仕無之

〔補足〕

・上記のように藩士から腰痛のため仕事を休みたいとの願いが藩にはしばしば出され、藩はほぼ(100%だろう)許可している。「腰痛」の藩士は休ませる。それは、当時の常識であったと考えられる。

②病欠が長引くと隠居・解雇¹²

〔原文〕(文政10年10月の記)病氣引込日数吉ヶ年満候ハ隠居願差出候様、御側御用人以上同断之節退役願差出、
其後半年相立隠居願可出、御徒以下同断之節御暇之願差出候様可致事
(要約)病気を理由に1年以上仕事を休んでいる藩士は「隠居」願い(家の当主引退)を提出せよ。

ただし、御側御用人以上の役職の者(上級藩士)は、まず「退役」願い(退職願)を提出し、その後、半年経ってから「隠居」願いを提出せよ。

御徒以下の者(下級藩士)は「御暇」願い(退職届)を提出せよ。

〔補足〕

・御徒以下は藩に「隠居」願い不要(次期当主への家督相続不要)。これは、本人一代限りの雇用関係だったためと

考えられる。

・上級藩士の「隠居」願い提出の時期が遅い(他の藩士より半年遅い)のは、次期当主に確実に家督を相続するための配慮だと思われる(次期当主不在の養子探しの時間確保)

③馬糞で借り馬代金を支払う¹³

〔原文〕(江戸後期の記か)月々江戸屋敷二而借馬代吉分ツ、御渡シ相成候、右者年中御屋敷内の糞、中延村政五郎
与申者引受候而右価二相成候事

(要約)江戸屋敷では借り馬代金(月々1分)をお金ではなく屋敷内で出た馬糞で支払っていた。

④上山藩士は湯治が好き(上山にも温泉はあるのに…／藩は藩士の湯治による外泊を許可)¹⁴

〔原文①〕(嘉永7年)奉願覚

私儀二而病氣二而、去年中も引込、寛々保養仕難有仕合奉存候、当春二相成漸快方二相成候二付、出勤仕候得共、兎角耽与不仕候之間、又候引込保養仕、重々難有奉存候、然所新庄御領脇折温泉江入湯仕候者可然旨大久保亭順申聞候二付、罷越入湯仕度奉存候、依之出入廿一日之御暇被下置度奉願候、此段宜御執成被仰上可被下候以上

年号三月廿五日 松平外記 両印

松平善右衛門 殿

(要約)新庄藩領肘折温泉に湯治にいきたいので、21日間の休暇をもらってもいいですか？

〔原文②〕(嘉永7年)奉願覚

私義持病之疝癪二而難渋仕、種々薬用仕候得共、兎角治兼候二付、船橋昌林江相談仕候所、米沢御領赤湯温泉江入湯仕候者可然旨、同人申聞候間、罷越入湯仕度奉存候、依之出入十四日之御暇被下置度奉願候、此段御用人中迄御達可被下候以上

年号

三月十六日 土田 沖 両印

門奈藤八殿

菅谷忠兵衛殿

中山四郎右衛門殿

(要約)米沢藩領赤湯温泉に持病(疝癪／胸や腹が痛む病)治療のため湯治に行きたいので、14日間の休暇をもらってもいいですか？

〔原文③〕(嘉永7年)奉願覚

私義持病之痔疾、折々再発仕難義仕候処、尾花沢御料所銀山温泉江入湯仕候者可然旨、船橋昌林申聞候、依之出入十日之御暇被下置度奉願候、此段御家老中迄御達可被下候以上

年号三月廿八日 毛利孫平次 印

秦 善太左衛門殿

三輪十郎左衛門殿

⁹上山藩士玉造家作成「大御目付勤用心得」(鈴木文恵氏寄贈)

¹⁰上山藩士玉造家作成「大御目付勤用心得」(鈴木文恵氏寄贈)

¹¹上山藩士 三輪家旧蔵「慶応四戊辰年四月 日記」(上山市教育委員会所蔵)

¹²上山市史編集資料4「秦善左衛門日記手控」、上山市史編さん委員会、上山市、昭和48年2月、160・161頁

¹³上山市史編集資料28「森本家文書集」、上山市史編さん委員会、上山市、昭和54年8月、116頁(森本秀晋「流風余韻」)

¹⁴上山市史編集資料29「三輪家文書集 上」、上山市史編さん委員会、上山市、昭和54年12月、40・41・43・44・65・66・142・143・145・156・157・176・177・178・183頁

松平左橋殿

山村十郎右衛門殿

(要約)尾花沢の銀山温泉に持病(痔／お尻の病)治療のため湯治に行きたいので、10日間の休暇をもらってもいいですか？

[原文④](嘉永7年)奉願覚

私儀脚気其上湿瘡二而永々引込保養仕難有仕合奉存候、然ル所船橋昌林薬用二而段々快方御座候得共、湿瘡疔与不仕、其上逆上強難義仕候間、月代剃湯町温泉江入湯仕候者可然旨右同人申聞候、依之月代剃折々入湯仕度奉願候、此段御用人中迄御達可被下候以上

十二月四日

曾我部金弥 印

門奈 藤八 殿

渡苅左間助 殿

(要約)脚気・湿疹・^{のぼせ}逆上(意識が朦朧とする症状)を治療するため上山城下湯町の温泉に月代を剃って入りたいのですがよろしいでしょうか？

[補足]上山の湯町(現在の「鶴の休み石」がある一体)の温泉は、天明3(1783)年以降「家中御家人」(藩の上級武士)

のみ入湯可能と取り決められた(元禄 10(1697)年の藤井松平氏入封以降実施された城下町整備で湯町の家中地化が進行)¹⁵。

上級武士のみ入湯を許された領内では格式高い温泉ゆえ、髪型を整える(「月代」を剃る)など、入湯時は身なりをしっかり整えることが義務付けられていたことがわかる。

[原文⑤](安政6年4月)奉願覚

私儀持病之眼病度々差発其上逆上強難義仕候間、村山忠篤江申談候所松平陸奥守様御領青根温泉江入湯仕候者可然旨同人申聞候間罷越入湯仕度奉存候、依之出入廿一日之御暇被下置度奉願候、此段御用人中迄御達可被下候已上

安政六己未年

三月七日

湯原篤蔵 両印

小川平次右衛門殿

服部段右衛門殿

(要約)仙台藩領青根温泉に持病(眼病)治療のため湯治に行きたいので、21日間の休暇をもらってもいいですか？

[原文⑥](安政6年4月)奉願覚

私義持病之頭痛其上逆上候而難義仕候間、遠藤長庵相頼種々薬用仕候得共兎角疔与不仕候二付、松平陸奥守様御領青根温泉江入湯仕候者可然旨右同人申聞候間罷越入湯仕度奉存候、依之出入廿一日之御暇被下置度奉願候、此段御用人中迄御達可被下候以上

年号

未三月七日

佐々木弓太郎 両印

大目付兩人 殿

(要約)仙台藩領青根温泉に持病(頭痛)治療のため湯治に行きたいので、21日間の休暇をもらってもいいですか？

[原文⑦](安政6年4月)奉願覚

私儀逆上二而難義仕候二付舟橋昌庵江相談仕候所佐倉御領高湯温泉江入湯仕候者可然旨右同人申聞候間罷越入湯仕度奉存候、依之出入五日之御暇被下置度奉願候、此段御用人中迄御達可被下候、此段御用人中迄御達し以上

四月四日

小池清九郎 印

大目付兩人殿

(要約)佐倉藩領高湯温泉に^{のぼせ}逆上治療のため湯治に行きたいので、5日間の休暇をもらってもいいですか？

[原文⑧](安政6年4月)奉願覚

私義疝積之気味二而折々難義仕候間村山忠篤江相談仕候所、上杉弾正大弼様御領分赤湯温泉江入湯仕候者可然旨同人申聞候、依之罷越入湯仕度奉存候間出入六日之御暇被下置度奉願候、此段御家老中迄御達可被下候以上

四月廿五日

山村鷲次郎 印

三輪十郎左衛門 殿

杉原加兵衛 殿

(要約)米沢藩領赤湯温泉に^{せんしやく}疝積(胸や腹が痛む病)治療のため湯治に行きたいので、6日間の休暇をもらってもいいですか？

[原文⑨](安政6年4月29日)鷲次郎兼而願濟之赤湯温泉江今日罷越候段届有之／金子与三郎同断、今朝罷越

候段御側目付より届有之

(要約)三輪鷲次郎と金子与三郎は藩から許可を得て赤湯温泉に行った。

[原文⑩](安政6年6月)奉願覚

私義疝積之気味二而折々難義仕候間、遠藤長庵相頼、種々薬用仕候得共、兎角疔与不仕候間、米沢御領五色温泉江入湯仕候者可然旨、右同人申聞候間、罷越入湯仕度奉存候、依之出入廿一日之御暇被下置度奉願候、此段御用人中迄御達可被下候已上

安政六己未年六月七日

村山忠篤 両印

大目付三人殿

(要約)米沢藩領五色温泉に^{せんしやく}疝積(胸や腹が痛む病)治療のため湯治に行きたいので、21日間の休暇をもらってもいいですか？

[原文⑪](安政6年7月)奉願覚

私儀逆上二而難義仕候間、船橋昌庵江相談仕候処、堀田備中守様御領分、高湯温泉江入湯仕候者可然旨、同人申聞候間、罷越入湯仕度奉存候、依之出入六日之御暇被下置度奉願候、此段御家老中迄御達可被下候以上

七月七日

増戸庄右衛門 印

三輪十郎左衛門殿

山村鷲次郎 殿

¹⁵ 『上山の湯と宿』、湯上和気彦(著)、1986年、36・37頁

杉原加兵衛 殿

(要約)佐倉藩領高湯温泉に逆上治療のため湯治に行きたいので、6日間の休暇をもらってもいいですか？

[原文⑫](安政6年7月)奉願覚

私儀逆上二而難義仕候二付、船橋昌庵江相談仕候処、佐倉御領高湯温泉江入湯仕候者可然旨、同人申聞候間、罷越入湯仕度奉存候、依之出入四日之御暇被下置度奉願候、此段御用人中迄御達可被下候以上
七月十三日 服部段右衛門 印

山村三郎兵衛 殿

小川平次右衛門

(要約)佐倉藩領高湯温泉に逆上治療のため湯治に行きたいので、4日間の休暇をもらってもいいですか？

2. 庶民のくらし

①庶民たちの掟【文政10年3月「金谷村 五人組御仕置帳」、個人寄託・上山城保管】

庶民たちは、身分秩序の維持(幕府、年長者、上位者を敬う)、キリスト教禁止、連帯責任の適用(年貢収納などいろいろ)など、幕府が定めた掟(「五人組仕置帳」)の順守を命じられていた。

②庶民の素性を記した名簿

【天明7(1787)年作成「上山藩領 藤五村・北町 宗旨人別改帳」、個人寄贈、上山城保管】

「宗旨人別改帳」とは、キリスト教信者取締(幕府、慶長18(1613)年禁教令発)を目的に、幕府が町村毎に作成・提出を命じたもので、一軒毎に居住者の名前・年齢・続柄(家族関係)等が記され、さらに、仏教徒を証明する菩提寺(ぼだいじ)の印が押されている。

③上山の庶民の気質【江戸時代後期作成『金草鞋』、十返舎一九(著)・歌川国安(画)、上山城保管】

『東海道中膝栗毛』でおなじみの江戸時代を代表する作家 十返舎一九(1765~1831)が編さんした、出羽三山(湯殿山・羽黒山・月山)参りに行く旅行者向けのガイドブック(滑稽な文章・狂歌・挿絵で出羽三山各社や通過する宿場町を紹介)。

その中で上山は、次のように紹介されている。

「上山 一り三十丁

上の山御しやうかなり、このところよりもこさかごへ、道八ならげといふにいでゆくなり、またせんばやまべといふをすぎて、さがへのかたへゆくみちもあり

狂いつとても賑ふ町八とうへの山ばかりなる米の出来秋

それよりまつばらのしゆくす川といふかちわたりの川あり

狂ざハノとうちつれだちて椋鳥の巣川をわたる秋の旅人

なんとゑらひか、おんなにハよわひがちからハこのとふりつよひかノヽ」

④戦争下の庶民(戊辰戦争)

・郷夫 or 農兵として戦場に駆り出される

郷夫とは…荷物輸送など後方支援(戦闘行為には参加せず)。ただし、戦場で急きょ「中間」の役を負わされる者も有。

※中間…槍持ちなど戦闘補助の役目を負う。

農兵とは…上山藩兵と共に戦闘に加わる者。

【上山藩の農兵部隊】

集義隊…「城廻り」(藩領内の郷の一つ)在住の領民で編成

奇兵隊…「城廻り」以外の郷(西郷・本庄郷・中川郷・生居郷・牧野郷)在住の領民で編成

おわりに

本講演により、それまで皆さんが抱いていた武士・庶民に対するイメージが変わった、または、江戸時代に対する知識が深まったのであれば幸いです。

かみのやま藩 むかし話

昔話 その壱 「サボる藩士・キれる藩主」



時は文化6（1809）年、上山藩主 松平信行は若い藩士達（10代半ば～20代）に学問・武芸学ばせようと考え、藩士が通う学校（学校の名前「天輔館」）をつくりました。

しかし、学校はできたものの、そこに通ってきたのは、藩主 信行が特に学ばせたいと願っていた若い藩士達ではなく、それよりも幼い子供や年老いたものたちばかりでした。

このことを聞きつけた藩主 信行は激怒し、次のようなコワーい手紙（沙汰書・文化6年4月付）を若い藩士達に送りました。

一、先達而より段々被仰出候学文武術修行之義何も出精之趣相聞御満足思召事二候、然内五十才已上老体二而多年病身之者者格別之事二候へとも壮年若年幼年之者一統無油断致出精候之様被仰付候事二候所、日々学校素読・会読稽古之義幼年之者一統罷出候へ共壮年若年之面々不罷出者多有之候、別而若年之者者出精可致答之所如何相心得罷在候義二候哉、書籍不及稽古程致熟読候義二も候ハ、此上も無之事二候之条其旨可申出候、且又武術之義銘々致稽古候流義書出候之様被仰出何も流名書出候事二候、然処流名而已申上候而稽古二者一向不罷出面々有之哉、或者病氣痛所等申立候者之内二而も為差病氣二も相見不申者も有之哉心得違之義とも二相聞候与得被仰出相弁従是者可致出精候、角迄被仰出候而も不相用者者人差を以急度可被及御沙汰候間兼而左様相心得其節上を御恨申間敷候

この手紙を現代語に要約すると次のようになります。

「若い藩士達よ！欠席するとは何事だ！！欠席するってことは、すでに勉強する必要が無いくらいたくさん本を読みこみ、たくさん知識を持ってることだよな？そんな者がいるのならばワシの前に出てこいや（怒）」

この藩主 信行の手紙がよほど怖かったのか、このあと藩士達はまじめに学校に通うようになりました。そして、ついには上山から離れた地（仙台・江戸）に留学する藩士があらわれるようになるほど学問・武芸が盛んな地になりましたとさ。めでたし。めでたし

【参考】 上市市史編集資料28『森本家文書集』、上市市史編さん委員会（編）、上市市（発）、昭和54年

昔話 その弐 「オオカミパニック in 上山城下」



時は元文三年（1738）6月、上山城の城下町周辺には多くの獣がうろつき、人々は日々恐れ慄いていました。

そんななか、上山藩と山形藩の領地の境目（現在の上市市久保手附近）で、荷物を運んでいた牛達が凶暴な2頭のオオカミに襲われる事件が起こります。

この2頭のオオカミは、騒ぎを聞きつけやってきた近くの住人が撃った鉄砲の音に驚き逃げ去りましたが、しばらくすると再び姿をあらわし、上山の四ッ谷口（現在の上市市四ッ谷）から城下町へと侵入してきました。

その後の2頭のオオカミ（以下、オオカミA・オオカミBと記）の動きは次のようになります。

【オオカミAの動き】

- ①新町（現在の上市市新町）で通行人2名を噛み殺し、死体を通りに投げ捨てる。
- ②風呂に入り新町に来ていた足軽 中川左平治（四ッ谷口番所勤務）に襲いかかるが、中川の反撃に驚いて畑の中に逃げ込み身を隠す。
- ③再び姿を現し、新町の住民 九兵衛の口に噛み付き噛みちぎる。
- ④新町の住民 六兵衛から棒で攻撃を受けて逃げる。その途中、1人の住民（座頭 ハッ顔）に襲いかかり左耳を食いちぎる。
- ⑤騒ぎを聞きつけやってきた大工の文平に袈裟固めで（柔道の寝技の一つ）抑え込まれ、動けなくなったところを鎌で突き殺される。

【オオカミBの動き】

- ①表町（現在の上市市十日町）で番所の役人がかぶっていた風呂敷を奪いとる。
- ②二日町（現在の上市市二日町）で住民 高橋久太夫の衣服を食い破る。
- ③新町（現在の上市市新町）で住民 仁右衛門に襲いかかり左手の指を負傷させる。
- ④大勢の人に追い掛け回された後、夜が明ける頃、愛宕神社（現在の上市市十日町）の近くで鎌で突き殺される。

このように多くの犠牲者を出しながらも、上山城下の人々は2頭のオオカミを倒すことに成功します。そして、この騒ぎもこれでおしまい…かと思いきや、その後、何とも不可解なことが起こります。それは、オオカミAに襲われた新町の3人の住民（九兵衛・座頭 ハッ顔・六兵衛）が、数日後、寒気と高熱をうったえ、最後は犬のように吠え叫び死んでしまったのです。

「オオカミ達は病原菌を持っていて、噛まれたことで感染して命を落としたんじゃないの？」とお思いの方。死亡した3人のうち、六兵衛はオオカミAに噛まれてはいません。さらに、オオカミBに噛まれた新町の住民 仁右衛門は、その後、なにげもなく生きていたとされています。

オオカミAは空気感染するほどの強力な病原菌を持ち、オオカミBは無菌だった？ということでしょうか。その真相は不明です。

最後に、この話し。信じるか・信じないかは、あなた次第です！

【参考】 上市市史編集資料17「上山三家見聞日記」、上市市史編さん委員会、上市市、昭和51年

昔話 その参 「大根の葉を背負って番所を通過した藩士の末路」



時は江戸時代。

上山藩が治める土地の道々には、「番所」と呼ばれる、通行する人々を見張る関所が十数ヶ所つくられていました。

天明5（1785）年11月8日、その番所の一つ、武士の住む町と町人の住む町の間につくられていた「鷹匠口」番所（現 上山市二日町）である事件が起こります。

それは、町人が住む町から自宅がある武士の住む町に帰ろうと、この番所を通った藩士 清野弥平治が、ある理由で「御徒目付」の仕事をクビになってしまったのです。

そのある理由とは何か？

それは、なんと…清野弥平治が大根の葉を背負って番所を通ったためとされています。

藩の偉い人達は、清野弥平治が大根の葉を背負って上山の町をウロウロしていたことを、「だらしない」・「武士としてありえない、みっともない姿だ」と責め、その結果、「御徒目付」の仕事をクビにしてしまったのです。

武士は歩く姿も立派であれ。

なかなか気の抜けない、疲れる身分だったようですね。

【参考】上山市史編集資料20「菅沼家文書集」、上山市史編さん委員会、上山市、昭和52年7月

昔話 その肆 「どっちが本物？藩の家宝すり替え事件」



上山藩主 藤井松平家には先祖代々伝わる、とてもすごいお宝がありました。

そのお宝とは、江戸時代の前の戦国の時代に、藤井松平家のご先祖（松平信一）が戦で大活躍したご褒美として、あの歴史上の有名人 織田信長から与えられた、桐の紋章がついた立派な胸服（羽織）でした。

江戸時代の中ごろの文化年間（1804～1818の間）のある日、上山藩主の藤井松平家のもとに、信州上田藩（現 長野県上田市）藩主で親戚の松平伊賀守から、信長からもらった胸服を貸してほしいとのお願いがきます。

このお願いを上山藩主 松平信行は許し、城の蔵にしまってあった胸服を貸し出しました。

それからしばらくして、貸した胸服は上山に戻ってきましたが、それを見た上山藩士 谷野市右衛門はある異変に気づきます。

それは、胸服の襟の裏についているはずの印が無かったのです。この印は、胸服がすり替えられないよう、貸し出す前に谷野がこっそりつけていたものでした。

上山藩主 松平信行は胸服の襟の裏に印が無いことを松平伊賀守に知らせます。

そうすると松平伊賀守は、胸服を借りた後、そっくりなレプリカ（偽物）を作り、本物とすり替えて上山に戻したとってきたのです。

その後、偽物の胸服は上田に返し、本物の胸服が上山に戻ってきましたが話はそれで終わりません。

それからしばらくして、上田藩は「我が藩主の先祖が藤井松平家（上山藩主）から分家するとき、信長からもらった胸服を貰い受けていた記録がある」と主張し、上田にある胸服が本物で、上山のものは偽物だと言ってきたのです。

結局、どちらが本物か偽物かは決着がつかなかったようですが、それ以来、上山藩では、上田藩の者には簡単に気を許してはいけないと固く決意したそう。

【参考】上山市史編集資料28「森本家文書集」、上山市史編さん委員会、上山市、昭和54年8月

昔話 その伍 「最後の上山藩主 藤井松平家の誤算？」

元禄 10（1697）年、松平信通（藤井松平家当主）は上山藩主に就任します。

その直前、松平信通と、当時、幕府で大きな権力を握っていた柳沢吉保の部下 細井次郎太夫（元藤井松平家の家臣）との間で次のような会話があったと伝わっています。



【松平信通と細井次郎太夫の会話】

松平信通

「現在治めている備中庭瀬（現 岡山県内）には城が無い。ワシは立派な城がある領地を治めたいのじゃ！
そういえば、ちょっと前にワシの家来だった細井次郎太夫が、今や幕府の中心人物となった柳沢殿の家来に
転職したそうじゃないか。こうなったら立派な城がある領地に移してもらえよう、細井から柳沢殿にお願
いしてもらおうじゃないか！」

ナレーション「松平信通は家臣の山村縫殿助を細井宅に行かせ願いごとを伝えました。」

細井次郎太夫

「信通様。現在、上山が空いております。ただし、江戸から遠く豊かな土地ではありません。
柳沢様は他に良い領地が空いたらすぐ移動させてやるから、とりあえず今は上山に行ってくれとおっしゃっ
ております。」

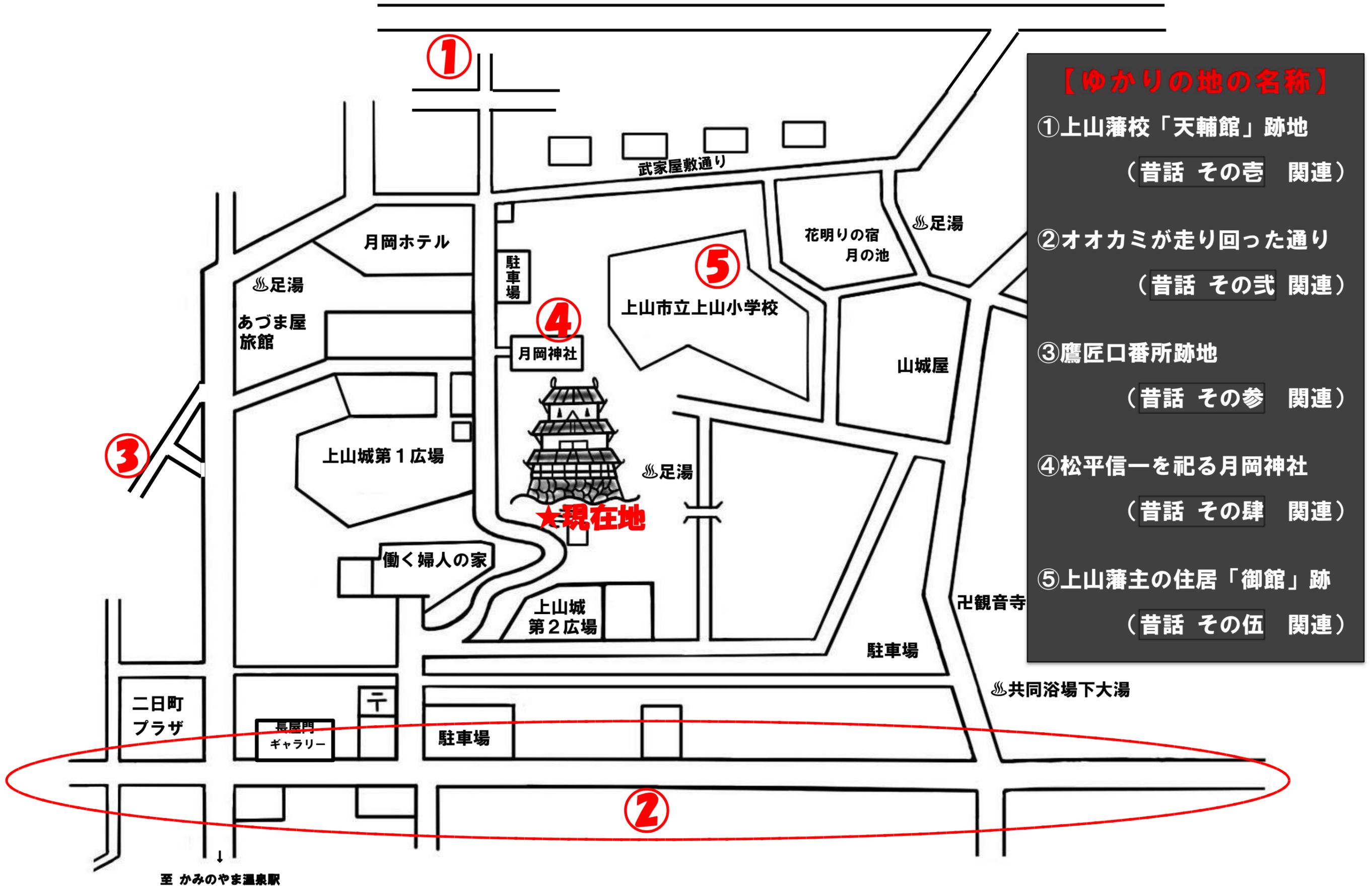
松平信通

「とりあえず城がある領地に移れるならば満足じゃ。ひとまず上山に参ろう。その次はどんな領地に移して
もらえるかのう。楽しみじゃ！」

ナレーション「しかし、宝永6（1709）年、柳沢吉保は後ろ盾の將軍徳川綱吉の死により幕政から遠
ざけられ、以後、表舞台から姿を消した。これにより藤井松平家の上山から立派な城がある他領への移
動話は立ち消えとなってしまった。なお、藤井松平家は武士の世の中が終る明治4（1871）年の廃
藩置県まで上山藩主をつとめている。藤井松平家にとって大きな誤算であったといえるだろう。」

【参考】上山市史編集資料28「森本家文書集」、上山市史編さん委員会、上山市、昭和54年8月

「かみのやま藩 むかし話」ゆかりの地 探検地図

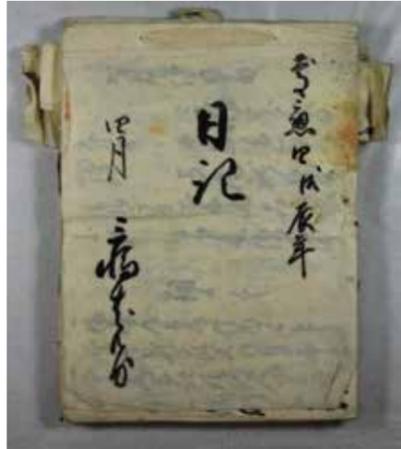


【ゆかりの地の名称】

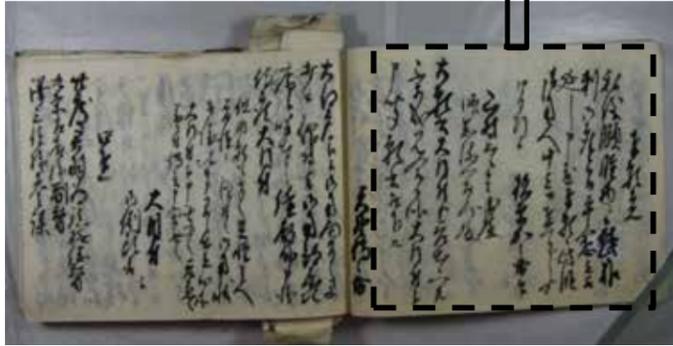
- ①上山藩校「天輔館」跡地
(昔話 その壱 関連)
- ②オオカミが走り回った通り
(昔話 その弐 関連)
- ③鷹匠口番所跡地
(昔話 その参 関連)
- ④松平信一を祀る月岡神社
(昔話 その肆 関連)
- ⑤上山藩主の住居「御館」跡
(昔話 その伍 関連)

至 かみのやま温泉駅

別紙資料① (「慶應四戊辰年四月 日記 三輪十郎左衛門」 / 上山市教育委員会所蔵)

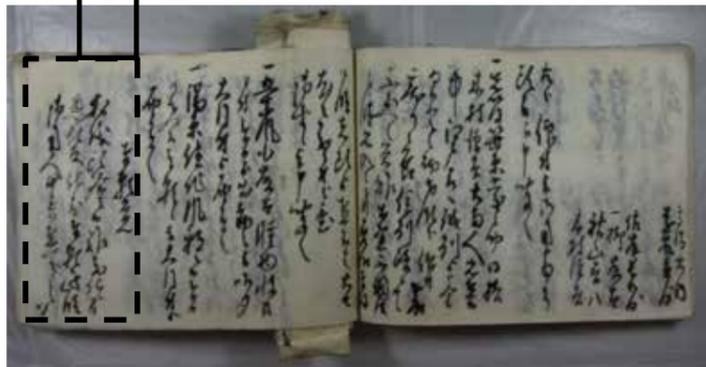


【解読文】
 奉願覚
 私儀願腫物二而髭難
 剃御座候間平癒迄相
 延し申度奉願候此段
 御用人中迄御達可被下候
 四月朔日 杵原加兵衛印
 山村二郎兵衛殿
 師岡弥一左衛門殿
 右願書大目付方差出候へ共
 不相成見合候様大目付江
 申聞願書相下ル



別紙資料② (「慶應四戊辰年四月 日記 三輪十郎左衛門」 / 上山市教育委員会所蔵)

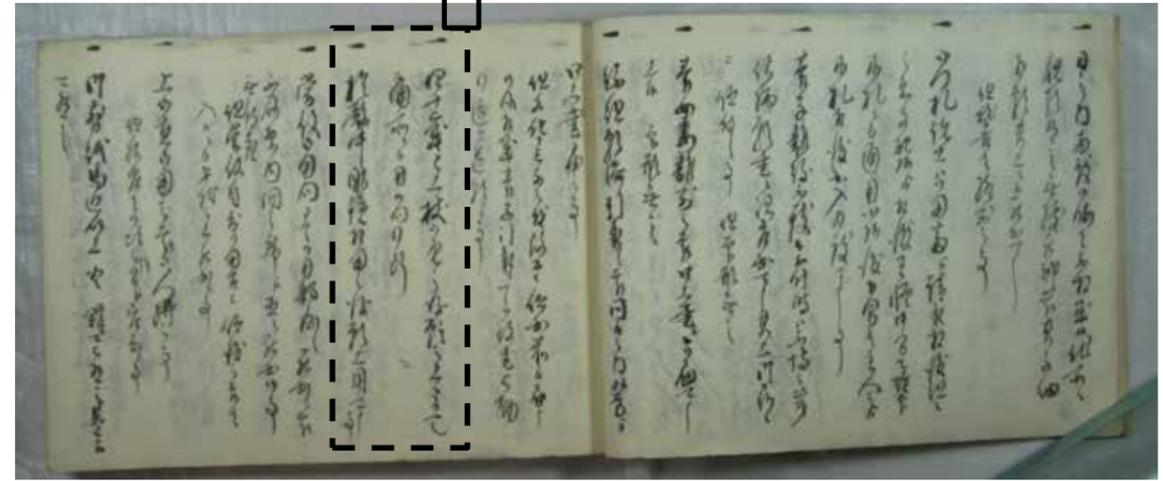
【解読文】
 奉願覚
 私儀頭冷二而難義仕候間
 惣髮仕度奉願候此段
 御用人中迄御達可被下候
 四月四日 川勝乙次郎印
 山田膳之丞殿
 小池嘉平次殿
 右願書差出願之通
 御聞届被成下候旨御側
 頭取江申聞候



別紙資料③ (「慶應四戊辰年四月 日記 三輪十郎左衛門」 / 上山市教育委員会所蔵)

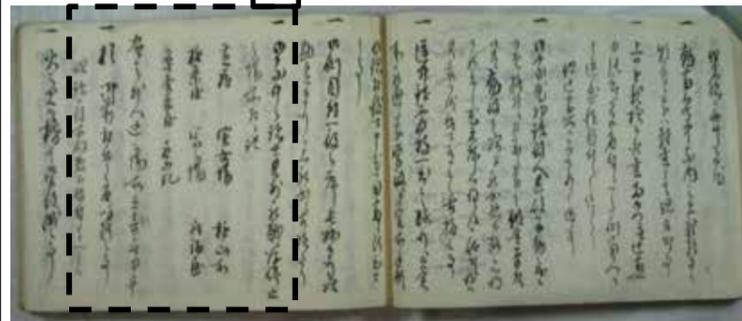


【解読文】
 一 四十歳已上杖御免之儀
 願之上多るへし
 痛所二而用候向同断
 一 於殿中眼鏡相用候儀願
 上用可申事

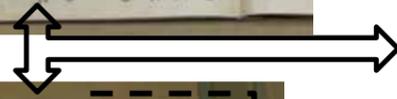
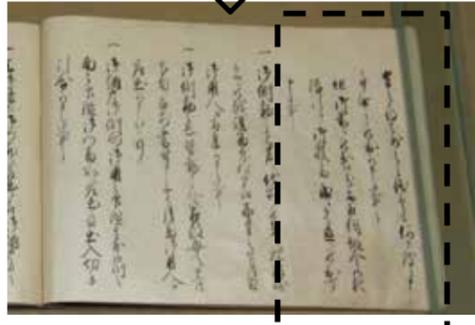
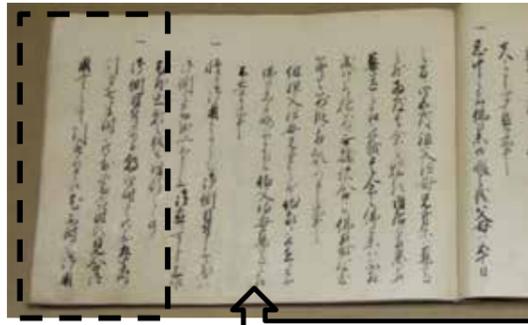


別紙資料④ (「慶應四戊辰年四月 日記 三輪十郎左衛門」 / 上山市教育委員会所蔵)

【解読文】
 一 御家中之諸士其外罷越候儀停止
 之場所左二記
 芝居 買女場 遊山所
 遊茶屋 富之場 居酒屋
 賣賣茶屋 祭礼
 右之外人込之場所立寄候無用之事
 一 於 御前相互之名呼捨之事
 但諸御役所向惣而殿付多るへし



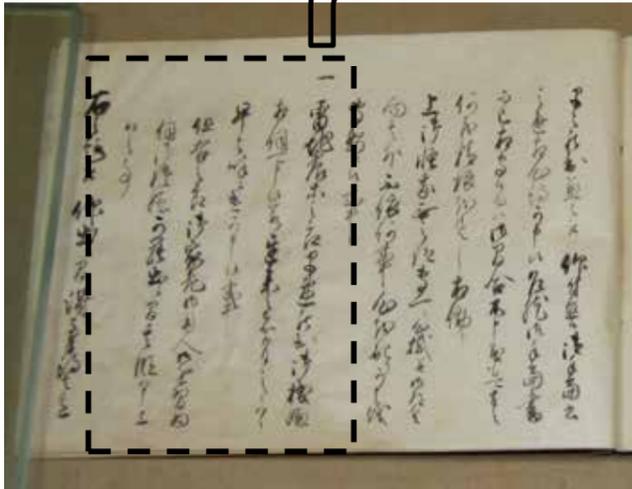
別紙資料⑤ 「御側目付心得」／小住祐助氏寄贈



【解説文】

一 御側目付平日朝四時方罷出九半時二引夕七半時二罷出暮六時頃見合御用無之候ハ、引取可申候尤不時二も御用有之候得者少々之儀尔ても何ヶ度と申事無之罷出可申事
但御前へ罷出候義不相同假令御夜詰引ケ御寝被為成候而も直二罷出可申事

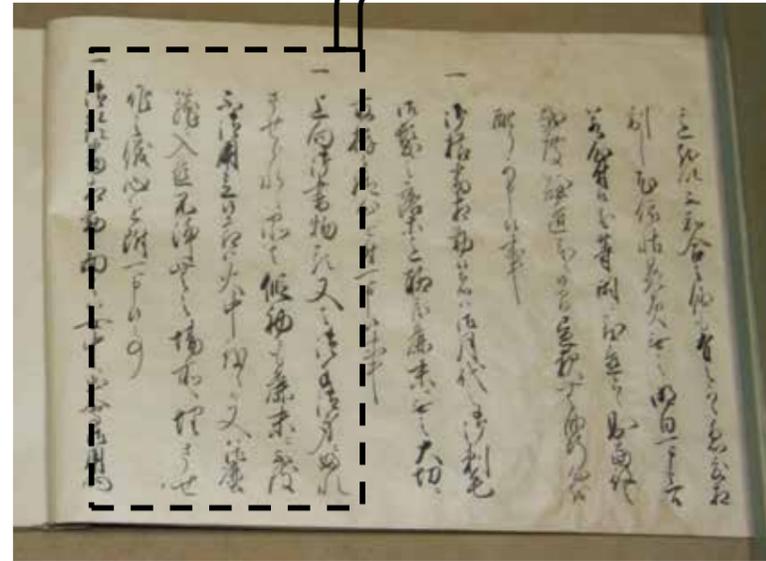
別紙資料⑥ 「御側目付心得」／小住祐助氏寄贈



【解説文】

一 雷地震等之節早速罷出御機嫌相同可申候若遅参之者有之候ハ、早々呼二遣可申候事
但右之節御家老御用人御近習為伺御機嫌可罷出候間其段可申上候之事

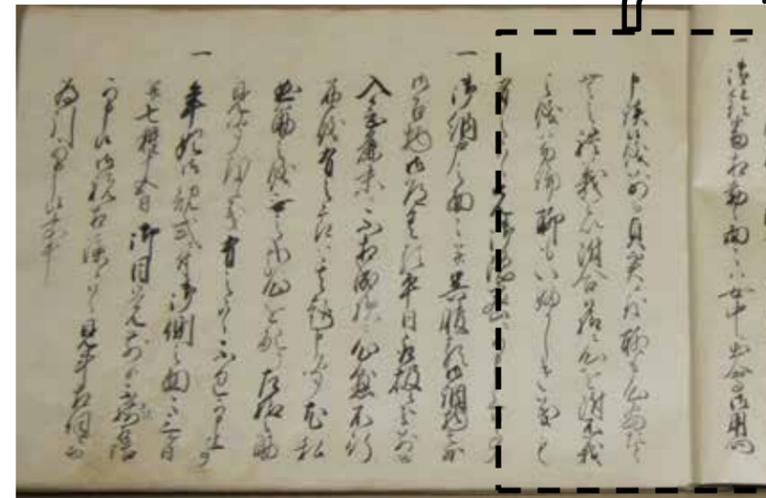
別紙資料⑦ 「御側目付心得」／小住祐助氏寄贈



【解説文】

一 上向御書物類又者御手御身二婦れさせられ候品者假初二も籠末二不致不御用立候節ハ火中致候可又ハ御塵籠二入置不浄無之場所へ埋させ候之儀心を附可申候事

別紙資料⑧ 「御側目付心得」／小住祐助氏寄贈



【解説文】

一 御鈴番相勤候面々ハ女中二出會御用向申談候儀別而貞実二致聊も心安たて無之禮義を以附合候様二心を附不義之儀ハ勿論聊もい婦可しき儀も有之候ハ、先御隠密二可申上候事